

環境経営レポート

＜令和4年度＞

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

発行日：令和5年5月17日

一般社団法人土壌環境センター

目 次

はじめに

- 1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日
- 2 環境経営方針
- 3 環境経営目標とその実績・取組結果
- 4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価
及び次年度の取組内容
- 5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反、訴訟等の有無
- 6 会長の全体評価と見直しの結果

はじめに

土壌環境センターは、職員への研修等の諸準備を経て、平成 22 年 10 月 1 日からエコアクション 21（以下、「EA21」という。）の認証取得に向けて活動を開始し、平成 23 年 3 月 31 日に認証を取得しました。令和元年度からは「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に基づいて EA21 を実施しており、令和 4 年度は第 3 期目となる中期計画の 3 年度目となります。その活動と結果について、このレポートにとりまとめました。

1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

一般社団法人土壌環境センター（以下、「センター」という。）は、平成 8 年 4 月 1 日に社団法人として発足し、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行しました。事務所は 1 か所で、土壌・地下水汚染に関する情報収集や調査検討等さまざまな事業活動を行っていますが、業務としてはいわゆる一般事務ですので、有害物質の使用はなく、多量の汚染物質を排出することはありません。

(1) 事業所名及び代表者氏名

一般社団法人土壌環境センター
会長 関口 猛

(2) 所在地

東京都千代田区麴町 4 丁目 5 番地 KS ビル 3 階

(3) 環境管理責任者及び環境管理事務局長他の氏名

環境管理責任者：副会長 早水 輝好
環境管理事務局長：総務部長 久保田 譲
環境管理事務局員：総務部 新田 洋子

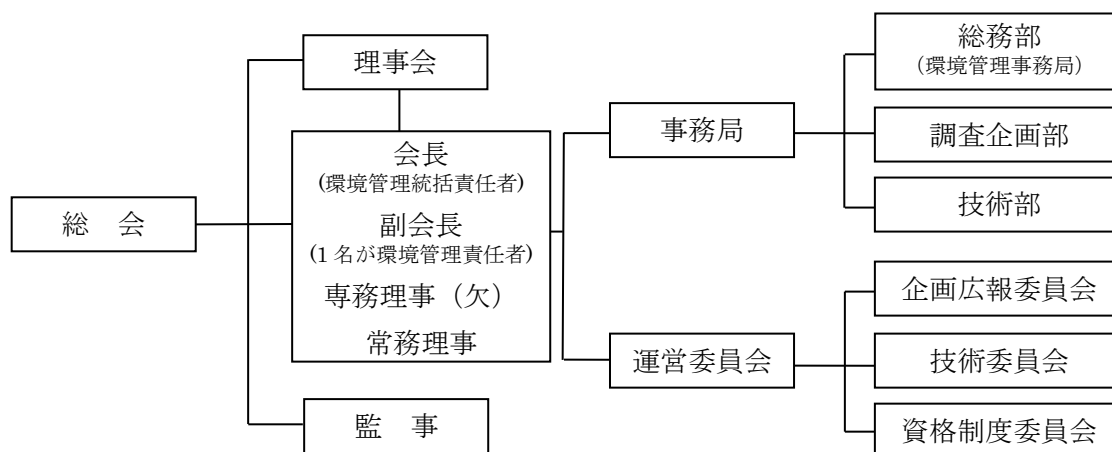
(4) 事業活動の内容

- 1) 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集及び提供
- 2) 土壌・地下水汚染対策に係る技術についての調査検討
- 3) 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー等の開催及び関連図書の発行
- 4) 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度の運営

(5) 事業の規模

総従業員数	12名 (令和4年4月1日)
委員会数等	6委員会 16部会 9WG 等委員のべ 327人 (令和4年4月1日)
事務所の床面積	319 m ² (会議室スペースを含む。)
事業活動支出費	271百万円 (令和4年度)

(6) 組織図



〔上記のほか、表示していませんが「委員長連絡会議」があります。また、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の「主催者会議」等の事務局を務めています。〕

具体的な実施体制は次ページのようになっています。

(7) 対象範囲

全組織・全活動（センターが4学会と共催し事務局をしている「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を含みます。）を対象としています。

(8) レポートの対象期間及び発行日

対象期間： 令和4年4月1日～令和5年3月31日
発行日： 令和5年5月17日

実施体制／令和4年度

令和4年3月29日 土環第22032904号

環境管理統括責任者
会長 関口 猛
・課題とチャンスの整理、明確化
・環境経営方針、目標、計画の決定
・実施体制の構築と周知
・EA21のための経営資源の用意
・取組状況の評価と方針等の見直し
・環境経営レポートの決定

役職名	
役職名	人数
会長	1
副会長	1
職員	11
合計	13

(注)人数は4月1日時点

委員会・部会・WG等
6委員会の下に16部会9WG等
委員等は合計のべ327名

(注)人数は4月1日時点

環境管理責任者
副会長 早水輝好
・環境経営方針、目標、計画の策定
・EA21システムの実行及び維持管理
・実施結果の統括責任者への報告
・外部からの苦情・要望処置への対応
・是正処置策定
・環境経営レポートの策定
・その他特命事項

環境管理事務局
環境管理事務局長 久保田 譲
事務局員 新田洋子
・環境経営目標・環境経営計画のとりまとめ
・環境への負荷チェックのとりまとめ
・環境への取組チェックとりまとめ
・環境関連法規の遵守状況のとりまとめ
・環境教育・訓練計画作成及び結果のとりまとめ
・緊急事態想定とりまとめ及び結果のとりまとめ
・苦情・予防処置、是正処置とりまとめ
・環境経営レポートのとりまとめ
・EA21関連文書類の保管
・その他特命事項

総務部	調査企画部		技術部	研究集会事務局
	企画広報	資格制度		
運営委員会 委員長連絡会議	企画広報委員会	資格制度委員会	技術委員会	主催者会議他
部長	部長	部長	部長	事務局長
<各部・研究集会事務局共通>				
・環境経営目標・環境経営計画とりまとめへの協力				
・環境経営目標・環境経営計画の実施				
・環境への負荷チェック及び取組チェックへの協力				
・環境管理事務局が実施する環境教育・訓練等への参加				
・緊急事態想定・苦情・予防処置、是正処置とりまとめへの協力				
・環境経営レポートとりまとめへの協力				
・その他環境管理事務局からの要請への協力				

(注)委員会等については、各担当部長・事務局長がとりまとめを行う。

2 環境経営方針

■基本理念

一般社団法人土壌環境センターは、土壌・地下水汚染対策について対策技術の向上、知見の充実、知識の普及等を進めることにより、土壌・地下水汚染の回復の推進を図り、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資するという設立目的に則り、環境負荷の低減など持続可能な社会の発展と調和した環境経営の継続的改善に努めます。

■基本方針

- 1 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集に努め、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、実態を把握し、調査を行い、取りまとめた上で、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 3 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー、講習会、研究集会等を開催するほか、関連する図書の発行を行い、広く知識の普及に努めます。また、これらについては、必要に応じ他機関と協力して進めます。
- 4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を運営し、この分野における人材を育成するとともに、適切なフォローアップを行うよう努めます。
- 5 事業活動に伴うエネルギーと資源の使用量の削減に努めます。特に電力、コピー用紙、上水の使用量の削減に努めます。
- 6 廃棄物の発生量の抑制に努め、リサイクルを促進します。
- 7 グリーン購入により環境配慮物品を調達するよう努めます。また、報告書等の作成には再生紙を使用するよう努めます。
- 8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守します。
- 9 環境経営方針等を全職員へ周知します。

令和元年 7 月 29 日

一般社団法人土壌環境センター

会長 関 口 猛

3 環境経営目標とその実績・取組結果

(1) 中期目標とその実績

電力使用量、コピー用紙使用量、文具品のグリーン購入、事務機器のグリーン購入等及び報告書等のグリーン化について、中期目標を次のとおり定めています。

現在の中期目標は第3期中期目標ですが、現在センターが入居しているビルでは正確な上水使用量が測定できないため、第2期中期目標と同様に上水使用量の目標値は定めていません。

項目		平成21年度 (基準年)	中期目標／実績				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電力使用量	目標		基準年比 26%減 38,119kWh	基準年比 27%減 37,604kWh	基準年比 28%減 37,089kWh	基準年比 29%減 36,574kWh	基準年比 30%減 36,058kWh
	実績	51,512kWh	26,012kWh	28,389kWh	25,229kWh		
(参考※) CO ₂ 排出量	目標		12,351kg	12,184kg	12,017kg	11,850kg	11,683kg
	実績	16,690kg	8,428kg	9,198kg	8,174kg		
コピー用紙 使用量	目標		基準年比 16%減 2,376kg	基準年比 17%減 2,347kg	基準年比 18%減 2,319kg	基準年比 19%減 2,291kg	基準年比 20%減 2,262kg
	実績	2,828kg	557kg	771kg	739kg		
文具品のグ リーン購入	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ100%	100%	100%	100%		
事務用機器 のグリーン 購入等	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ100%	100%	100%	100%		
報告書等の グリーン化	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ100%	100%	100%	100%		

※CO₂排出係数 0.324 kg-CO₂/kWh

(2) 令和4年度の環境経営目標とその実績

令和4年度の環境経営目標とその実績及び評価は次のとおりです。このうち1から4はセンターの事業であり毎年度内容が変わるため、中期目標には含めていません。

環境目標	実績	評価
<p>1 「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」をとりまとめ公表する。</p>	<p>令和4年10月25日にセンターホームページ及び環境省記者クラブを通じて「令和2年度土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」を公表した。</p>	<p>○</p>
<p>2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、技術委員会のもとで以下の部会・分科会が調査検討結果をとりまとめ、その成果をセンター会員又は一般に公表するとともに、それらの後継又は新規の部会・分科会における調査検討を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的規制物質の調査・対策スキームの検討部会 ・ 地下水汚染のサイト評価手法の活用検討部会 ・ ISO/TC190 部会 ・ 土壌・地下水汚染の総合的な対応に関する検討部会 ・ 技術実態集計分科会 ・ 技術標準化分科会 	<p>令和3年度の調査検討結果を5月に報告書として取りまとめた。また、6月以降、令和4～5年度に新たに活動する以下の部会、分科会を立ち上げ、部会員を募集して調査検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFOS等およびその前駆体を対象にした土壌・地下水汚染に係る調査・対策方法検討部会 ・ リスク評価を活用した地下水汚染の拡散防止措置検討部会 ・ ISO/TC190 部会 ・ 土壌・地下水汚染の総合的な対応に関する指針検討部会 ・ 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会 ・ 技術実態集計分科会 ・ 技術標準化分科会 	<p>○</p>

環境目標	実績	評価
<p>3 土壌・地下水汚染対策に関する知識の普及を以下のとおり進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種セミナーを開催する。 ・ 「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の事務局を務め、開催する。 ・ 上記のセミナー、研究集会及びその他の知識の普及については、必要に応じ他機関と協力して進める。 ・ 上記のセミナー及び研究集会については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第26回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を関連4学会との共催により令和4年6月23日～24日に横須賀市文化会館で開催した。 ・ 「2022土壌・地下水浄化技術展」を産経新聞社との共催により9月14日～16日に東京ビッグサイトで開催した。 ・ 「土壌汚染対策法制定20周年記念シンポジウム」を環境省の後援・(公財)日本環境協会の協賛を得て、11月16日にJA共済ビル・カンファレンスホールとオンラインのハイブリッド形式で実施した。 ・ 「土壌汚染対策法に基づくガイドライン解説セミナー」の[調査編]を2月27日に、[措置編他]を3月3日に、いずれもオンラインで開催した。 ・ 上記については、WEBによる参加申込、現地開催の場合の機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配付資料への再生紙の使用、発生ゴミの分別収集等の環境配慮の取組を行った。 	○
<p>4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌環境監理士 資格認定試験 ・ 土壌環境保全士 講習・認定試験 ・ 土壌環境リスク管理者 講習・認定試験 ・ 上記の講習・認定試験については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第22回土壌環境監理士資格認定試験（筆記試験9月10日、面接試験11月19日）を実施した。 ・ 第41回土壌環境保全士講習会を2月9日～11日に定員を減らして実施した。 ・ 土壌環境保全士リフレッシュ講習会（第56回、第57回及び第58回）をオンデマンド方式のWEB講習として実施した。 ・ 第36回土壌環境リスク管理者講習会を7月12・13日に定員を減らして実施した。また、第14回土壌環境リスク管理者レベルアップ講習会を11月17日に定員を減らして実施した。 ・ 上記の講習・認定試験については、WEBによる参加申込、現地開催の場合の機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配付資料への再生紙の使用、発生ゴミの分別収集等の環境配慮の取組を行った。 	○

環境目標		実績	評価
5 電力使用量及びコピー用紙使用量について、中期目標に定めた令和4年度の目標値に向けそれらの削減に努めるとともに、上水使用量の削減に努める。	電力使用量 目標 37,089kWh	25,229kWh（目標の68%） センター全体で節電に努めたこと等により、目標値を大幅に下回って達成することができた。コロナ禍の中で、前年度より出勤者やセンター会議室での会議への参加者が増え、窓開けによる換気等で感染防止対策を行ったが、エアコンによる温度設定や消灯をこまめに行ったためか、前年度と比較しても電力使用量が減少した。	○
	コピー用紙 使用量 目標 2,319kg	739kg（目標の32%） 職員がコピー用紙使用量の削減に努めたことにより目標値を大幅に下回って達成することができた。コロナ禍の中で、感染防止を図りながら行う対面での会議や行事が増えたが、前年度より使用量が減少した。	○
6 廃棄物の発生量を抑制するための取組を行う。また、紙類等のリサイクルを促進する	廃棄物の発生量の抑制	千代田区の事業所古紙リサイクル「ちよだエコ・オフィス町内会」と契約し、1,220kgの再生紙、新聞紙、雑誌等の分別収集リサイクルを実施し、廃棄物を減量化した。また、これとは別に140kgの文書溶解リサイクル処理により廃棄物を減量化した。	○
7 購入する文具品及び購入またはリースする事務用機器のうちグリーン対象商品があるものについては、特別の理由がある場合を除き全量グリーン化する。また、作成する報告書等については、再生紙等グリーンな紙を使える場合は必ず使用する。	グリーン購入（文具品） 目標 100%	100% (47件中47件でグリーン購入)	○
	グリーン購入（事務用機器） 目標 100%	100% (2件中2件でグリーン購入)	○
	報告書等に再生紙等グリーンな紙を使用 目標 100%	100% (16件中16件で再生紙を使用)	○
8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守する。		事業活動に関連する環境関連の法規を遵守した。（詳細は後述）	○

環境目標	実績	評価
9 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を職員へ周知する。	説明会を開き職員に説明した。	○

(3) 環境への負荷量

○二酸化炭素発生量

センターの使用するエネルギーはすべて電力です。基準年の平成 21 年度及び平成 30 年度以降の直近 5 年間の電力使用による二酸化炭素発生量は次のようになっています。

項目	平成 21 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電力使用量 (kWh)	51,512	23,361	23,786	26,012	28,389	25,229
排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.324	0.324	0.324	0.324	0.324	0.324
二酸化炭素量排出量 (kg-CO ₂)	16,690	7,569	7,707	8,428	9,198	8,174

(注) 排出係数には平成 21 年度の東京電力の調整後排出係数を使用しました。

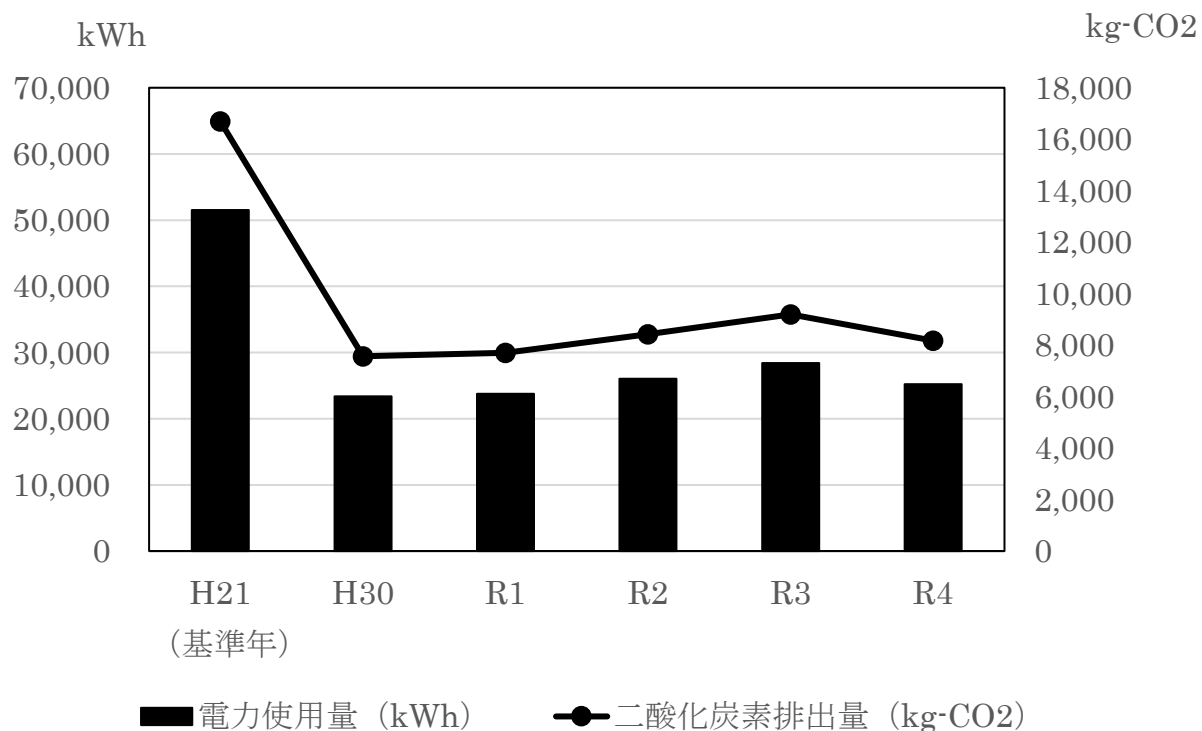


図 1 電力使用量及び二酸化炭素排出量の推移

○コピー用紙使用量

センターにおいて目標を設定しているもう一つの環境負荷はコピー用紙使用量です。基準年の平成 21 年度及び平成 30 年度以降の直近 5 年間のコピー用紙使用量は次のようになっています。

項目	平成 21 年度 (基準年)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
コピー用紙使用量 (kg)	2,828	1,144	1,246	557	771	739

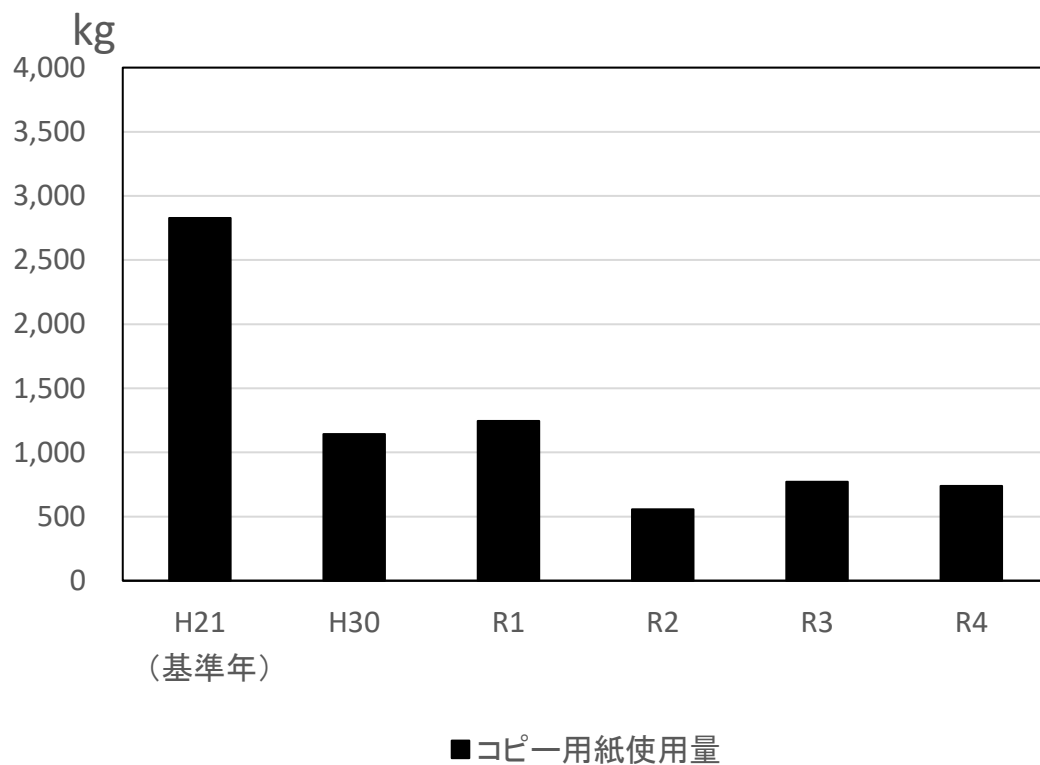


図2 コピー用紙使用量の推移

4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価及び次年度の取組内容

(1) 環境経営計画とその実績・取組結果

「ガイドライン 2017 年版 環境への取組の自己チェック表」を用い、各職員に以下の取組を求め、毎月各職員から取組結果の報告を受けてとりまとめました。総合結果でみると、令和 4 年度は 97.9% (187.9 点/満点 192 点) となり、令和 3 年度とほぼ同程度となりました。

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			令和 3 年度	令和 4 年度
電力使用量の削減	事務室の照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯している	3	○	○
	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなど、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	3	○	○
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源を切っている	3	○	○
	体力に応じ、エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	3	○	○
	空調の適温化（目標：冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）に努めている	3	○	○
	使用していない部屋の空調を停止している	3	○	○
	夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着（ウォームビズ）など服装の工夫をして、冷暖房の使用を抑えている	3	○	○
	空調を必要な区域や時間に限定して使用している	3	○	○
	パソコン、コピー機などの OA 機器は、省電力設定にしている	3	○	○
	ブラインドやカーテンの利用などにより、熱の出入りを調節している	3	○	○
コピー用紙使用量の削減	コピー機、パソコン、プリンターなどの OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	3	○	○
	会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる	3	○	○
	打合せや会議の資料などについては、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	3	○	○

取組項目	具体的な取組	重 要 度	取組結果	
			令和3年度	令和4年度
	印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	3	○	○
	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	3	○	○
	使用済み用紙、ポスター、カレンダーなどの裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	3	○	○
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	3	○	○
	社内 LAN、データベースなどの利用による文書の電子化に取り組んでいる	3	△	△
上水使用量の削減	手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	3	○	○
廃棄物の発生量の抑制	分別廃棄の徹底をしている	3	○	○
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当など）の使用や購入を抑制している	3	○	○
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品などの長期使用を進めている	3	○	○
	コピー機、パソコン、プリンターなどについて、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	3	○	○
リサイクルの促進	シュレッダーの使用を機密文書などに限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	3	○	○
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池などについて、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底している	3	○	○
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	3	○	○
グリーン購入	環境ラベル認定などの製品を優先的に購入している	3	○	○
	コピー用紙、印刷物、パンフレット、名刺などの紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図っている	3	○	○

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			令和3年度	令和4年度
	省エネルギー基準適合製品を購入している	3	○	○
製品の環境配慮	報告書、販売図書、パンフレットなどの作成に当たり、再生紙を利用している	3	○	○
環境コミュニケーション	ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	2	○	○
	外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	2	○	○
社会貢献	環境に関する基金・団体を支援している	1	○	○
	環境に関する研究や活動を行っているサークルなどに対する支援、又は協働を行っている	1	○	○
総合結果			○	○
			187.2/192 (97.5%)	187.9/192 (97.9%)

(調査・とりまとめ方法)

毎月、各職員から、各取組について、既に取り組んでいるときは「2」、さらに取組が必要なときは「1」、取り組んでいないときは「0」と報告してもらい、これを取組ごとに平均して、1.5（達成度75%）以上のときは○、0.5（達成度25%）以上のときは△、0.5（達成度25%）より小さいときは×と表示しています。

また、最下欄の総合結果については、各取組事項の点数に重要度の数値を掛けて合計した総合点数を満点192点と比較して表示し、その達成度が75%以上のときは○、25%以上のときは△と表示しています。

(2) 評価及び次年度の取組内容

(1)の結果のとおり、令和4年度の環境への取組の自己チェックリストによる全職員の全項目の取組結果は、192満点中187.9（97.9%）点と、令和3年度の192満点中187.8（97.8%）とほぼ同程度となりました。

期間中、電力使用量の削減、廃棄物の発生量の抑制、リサイクルの促進に係る問題点を是正するため、以下の取組を行いました。

- ・執務室の窓際の蛍光灯について、日中の好天時や役員の不在時には消灯するよう、職員に呼び掛けるとともに貼り紙を行った。
- ・執務室や会議室における弁当の空容器等のプラスチック類の分別を徹底するため、「プラゴミ」と金属類等の「その他の不燃ゴミ」のゴミ箱を新たに作り、ゴミ箱の表示をわかりやすくするとともに置き場所も変え、職員に呼び掛けを行った。

これらを含め、次年度も電力使用量の削減、廃棄物の発生量の抑制、リサイクルの促進等の取組を一層推進していきたいと考えています。

また、令和4年度に「△」であった「社内LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる」については、これまで、

- ・平成23年度：講習会受付システムの導入
- ・平成24年度：紙媒体のニュースのメールマガジンへの切り替え、技術委員会でのオンラインストレージの活用
- ・平成25年度：規程集の電子化
- ・平成28年度：技術委員会部会でのプロジェクターの活用
- ・平成29年度：新しいホワイトボードの購入
- ・平成30年度：資格制度でのオンラインストレージの活用
- ・令和元年度：技術委員会等でのメール審議でのオンラインストレージを活用したPDF資料の配布
- ・令和2年度：委員会等へのオンライン会議システムの導入と資料のPDF化
- ・令和3年度：サーバー等の交換やセキュアUSBの導入

と段階的に進めてきており、令和4年度もこれまでの取組を継続・徹底するとともに、マジックコネクットの導入による在宅勤務の円滑実施支援など、電子的な文書の取扱いを促進する取組を行いました。次年度は、現状に対して求めている姿について明確にして、その目標に向けての改善活動に取り組むこととし、文書の電子化を着実に進めていきたいと考えています。



図3 昼休みに電灯のスイッチを切ることを促す注意書き



図4 燃えるゴミ用のゴミ箱の表示の明確化



図5 プラゴミ用のゴミ箱の表示の明確化

5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無等

(1) 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

センターに適用されている環境関連法規等について、令和4年度における遵守状況の確認結果及び評価の結果は次の表のとおりです。

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	物品を購入、借り受ける場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	文具品及び事務用機器のグリーン対象品の購入率は100%であった。また、事務用機器のリースに関しても継続してグリーン対象品を100%使用した。	○
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に関し環境情報の提供に努める。 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供に努める。	EA21による環境経営レポートは作成後公表した。 期間中作成した報告書等についてはすべて再生紙を使用し該当するマークを表示した。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	事業活動に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努める。	電力使用量を削減するなど、二酸化炭素の排出抑制に努めた。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	製品をなるべく長期に使用し、再生資源等の利用を促進する。国・地方公共団体及び事業者が行う措置に協力する。	千代田区が行うリサイクル活動「ちよだエコ・オフィス町内会」に参加し、紙類のリサイクルに努めた。また、片面印刷の紙を再利用する取組を継続した。パソコンを2台廃棄（リサイクル）した。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。 国及び地方公共団体の施策に協力する。	事務室で発生した廃棄物は職員が分別し、清掃業者に委託して適切に処理した。また、前述のとおり紙類のリサイクル・再利用に努めた。さらに、後述のとおり、EA21に基づく活動等を通じて都条例・区条例に基づく施策に協力した。	○

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
消防法	防火管理者を定め、必要な業務を行なわせる。防火管理者を定めたときは所轄消防署長に届け出る。	防火管理者が自主検査を実施した。また、職員が避難経路を確認した。	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う施策に協力する。 環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、環境への負荷の状況について把握する。	EA21の活動を通じ、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、必要な管理体制の整備に努め、環境への負荷の状況を把握した。	○
千代田区生活環境条例	事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努める。 前項の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知する。 この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力する。	EA21の活動を通じ、安全で快適なまちの実現に資するよう努めるとともに、責務等について職員に周知を図った。	○

※ 上記のほか、遵守義務はありませんが、センターの業務内容が「環境基本法」（土壌の汚染に係る環境基準）、「土壌汚染対策法」及び「水質汚濁防止法」と関連しています。

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等に対する違反はありませんでした。また、環境に関連した訴訟等もありませんでした。

(3) 外部からの苦情等の受付状況

外部からの苦情等の受付はありませんでした。

6 会長の全体評価と見直しの結果

(1) 会長の全体評価

令和4年度は第3期中期計画の3年目でしたが、新型コロナウイルスの感染が続き、センターの事業も引き続き影響を受けました。その中であってオンライン会議システムの導入等を適切に行うとともに、対面での行事も感染防止対策に万全を期す形で実施し、すべての事業を概ね計画どおり実施できたことは、事務局の職員及び委員会関係者が努力した結果だと思えます。

環境目標別にみると、今年度も、「電力使用量」、「コピー用紙使用量」について目標を達成することができました。また、文具品及び事務用機器のグリーン化並びに報告書等のグリーン化についても、いずれも100%実施を達成することができました。コロナ禍の中で、感染防止のため換気しながらエアコンを使用するなど、事業活動が前年度より活発化したことに伴う電力やコピーの使用量の増大が予想されましたが、今年度は逆に昨年度より使用量がいずれも減少しており、冷暖房温度の適正設定の徹底など、職員や委員会関係者の努力の賜物と考えられます。来年度はさらに活動の活発化に伴う電力使用量やコピー用紙使用量の増加が予想されますが、引き続き可能な範囲での節電・省資源に努めて下さい。

令和5年度も新型コロナウイルス感染状況に引き続き留意しながら、環境法令を遵守し、環境負荷の削減に努めながら事業を進めて下さい。また、「文書の電子化」については、完全実施が困難な中、具体的な目標を明確化して取り組むという姿勢で実施して下さい。

(2) 見直しの結果

- ・「課題とチャンス」については、現状を踏まえたものに見直しました。他方、「環境経営方針」及び「実施体制」については、特段の問題を生じていないので、「環境経営方針」については継続していくこととし、「実施体制」についても基本的には現在の体制を維持していくこととします。令和5年度の「環境経営目標」については、現状を踏まえて前年度の内容を一部修正して設定しました。
- ・中期目標については、令和4年度の目標値に対し、電力使用量が68%、コピー用紙使用量が32%、といずれも達成しました。また、文具品及び事務用機器のグリーン化並びに報告書等のグリーン化については、いずれも100%の実施を達成しました。令和5年度は、第3期中期計画の4年目となり、基準年に比べて、電力使用量は29%減、コピー用紙使用量は19%減を目標とします。また、文具品、事務用機器、報告書のグリーン化については引き続き達成度100%を目指します。
- ・令和4年度の環境経営目標に盛り込まれた事業については、新型コロナウイルスの感染が続く中で、オンラインの活用や、感染拡大防止対策をとりながらの対面での実施などにより、予定していた事業を目標どおり実施しました。セミナー、展示会、研究集会、講習、認定試験については環境に配慮しつつ実施しました。令和5

年度においても同様の事業を実施する予定です。

- 令和4年8月10日に受けたエコアクション21の更新審査において審査員から受けた指摘のうち、レポートへの記載方法に関する指摘は本レポートに反映させました。また、文書の電子化を含む取組のチェック項目や目標の見直しについては、令和5年度の項目や目標の設定に反映させ、より環境配慮が適切に評価できるようにしてまいります。
- 引き続き、環境関連法規の遵守に努めます。
- 引き続き、環境経営方針等の職員への周知に努めます。